

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
規制の名称	(1)防火規制に係る別棟みなし規定の整備(建築基準法施行令第109条の2の2、第112条、第113条、第114条、第126条の4及び第128条の6関係) (2)特殊建築物の避難時倒壊防止性能に関する技術的基準の合理化(建築基準法施行令第110条関係) (3)大規模な吹抜き空間に係る防火規制の合理化(建築基準法施行令第112条関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課、参事官(建築企画担当)付
評価実施時期	令和5年8月3日
規制の目的、内容及び必要性等	(1)建築基準法の防火規制・避難規制については、一部の避難規制を除き、その規制の対象となる建築物の全体について適用されることとされており、複数棟で構成される建築物等の建築に係る負担が大きくなっていることから、建築物の二以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合等においては、一部の防火規制・避難規制の適用上別の建築物とみなすなど、複数棟で構成される建築物等の建築に係る負担の低減に資するよう、規制を合理化する。 (2)階数4以上等の木造等の特殊建築物にあつては、火災時倒壊防止性能及び避難時倒壊防止性能を有する構造とする必要があるが、それぞれの性能を有することを確かめる必要があり設計上の負担が大きいため、所要の技術的検証により新たな知見が蓄積されてきたことを踏まえ、当該建築物のうち特定主要構造部の構造が火災時倒壊防止構造に該当するものについて、建築主等において、当該建築物の特定主要構造部の構造が避難時倒壊防止構造にも該当することを確かめることを不要とするよう、規制を合理化する。 (3)通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等である建築物の二以上の部分が接する吹抜き空間等について、現行制度では、当該吹抜き空間の床面積が1,500㎡を超える場合には、当該吹抜き空間内部に防火区画を設ける必要があり、設計上の制約が大きくなっていることから、所要の技術的検証により新たな知見が蓄積されてきたことを踏まえ、当該吹抜き空間内部における防火区画の設置を不要とするよう、規制を合理化する。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	(1)国土交通大臣が定める基準に適合させるための設計・工事に係る費用が発生するが、現行制度による工事費用よりも低廉な費用で安全確保が可能な場合に、より低廉な選択を可能とするものであるため、費用負担は軽減されることが見込まれる。 (2)発生しない。 (3)発生しない。
(行政費用)	(1)現行制度下において発生する費用と変わらない。 (2)発生しない。 (3)発生しない。

直接的な効果(便益)の把握	<p>(1)建築物の二以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合等において、一部の防火規制・避難規制の適用上別の建築物とみなすことにより、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果が期待できる。</p> <p>(2)階数4以上等の木造等の特殊建築物であって、主要構造部の構造が火災時倒壊防止構造に該当するものについて、建築主等において、当該建築物の主要構造部の構造が避難時倒壊防止構造にも該当することを技術的検証の実施等により確かめることが不要となり、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果が期待できる。</p> <p>(3)通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等である建築物の二以上の部分が接する大規模な吹抜き空間等について、建築主等において、防火区画を設置することが不要となり、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果が期待できる。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	(1)～(3)について、副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。
費用と効果(便益)の関係	<p>以下のとおり、当該規制案は妥当である。</p> <p>(1)当該規制緩和に伴い、現行制度と比較して遵守費用は軽減され、建築確認の際に生じる行政費用も現行制度下において発生していた費用と変わらない一方、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、効果(便益)が費用を上回ると考えられる。</p> <p>(2)当該規制緩和に係る追加的な遵守費用は発生せず、建築確認の際に生じる行政費用も現行制度下において発生していた費用と変わらない一方、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、効果(便益)が費用を上回ると考えられる。</p> <p>(3)当該規制緩和に係る追加的な遵守費用は発生せず、建築確認の際に生じる行政費用も現行制度下において発生していた費用と変わらない一方、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、効果(便益)が費用を上回ると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>以下のとおり、代替案は想定されず、当該規制案が妥当である。</p> <p>(1)新たな知見が蓄積されてきたことを踏まえ、建築物の安全性等を確保しつつ、規制を合理化するものであることから、代替案は想定されない。</p> <p>(2)新たな知見が蓄積されてきたことを踏まえ、建築物の安全性等を確保しつつ、規制を合理化するものであることから、代替案は想定されない。</p> <p>(3)新たな知見が蓄積されてきたことを踏まえ、建築物の安全性等を確保しつつ、規制を合理化するものであることから、代替案は想定されない。</p>
その他関連事項	社会資本整備審議会建築分科会において、規制(緩和)内容について検討が行われた(令和4年2月1日今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申)及び建築基準制度のあり方(第四次答申))ほか、有識者、関係団体等への説明や意見聴取等を行って検討した。
事後評価の実施時期等	改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行から5年を経過した時点(令和12年)において、事後評価を実施する。
備考	